



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 43 (222) 7207 番

98.7.21 No. 4820

「掲示板等便宜供与差別事件」中労委第1回審問 (7/14)

会社の差別扱いを証言

中 田 書 記 長

会社側反対尋問らしい尋問できず 勝利的に結審

改正の事実を ひた隠し

七月一四日、中央労働委員会において、「掲示板等便宜供与差別再審査事件」の審問が行なわれ、組合側証人として田中書記長が証言を行い、JRによる掲示板の一方的な撤去や会社施設の一時使用に対する嫌がらせなど具体的な実例を上げて、JRによる不当労働行為の実態を改めて明らかにした。

地労委は全面的勝利

本件は、分割・民営化以降、労働組合として到底受け入れがたい包括的労働協約の締結に固執して、それまで使用していた掲示板を一方的に撤去・使用禁止とし、交渉委員が団交のために職場を離れた分の賃金を一方的に停止したり、さらに、集会等に会社施設の一時使用を拒否するなどの行為が不当労働行為にあたるとして一九九〇年三月に千葉地労委に救済申立てを行い、昨年2月に組合側の主張を全面的に認めた救済命令が出されたところ、会社側が不服として中労委に再審査の申立てを行なっていたものである。

中労委の審問では、会社側は証人申請を行なわなかったことから、田中書記長に対する組合側主尋問と会社側反対尋問が行なわれた。

まず、田中書記長に対する組合側主尋問では、分割・民営化直後、JRは会社施設の一時使用を認めなかったが、業務に支障のないかぎり会社施設を貸すことができるように八七年一月に労働関係事務取扱規定の改正を行なったが、地労委で伊藤嘉道証人(当時 千葉支社人事課長)が九二年八月に証言を行なうまでその事実をひた隠しにしていたこと、改正内容を載せた社報(JR東日本報)についても動労千葉には渡されておらず、交渉でも「労働協約の締結が優先」と回答していたことなどを数々の証拠を引用しながら改めて明らかにした。

さらに、現在の会社施設の使用に関しても、組合の名前を使用し、職場集会という名目はだめだ、貸すにしても組合旗を掲げるなど様々な制限を付けて動労千葉の使用を妨害しようとしていることを具体的に明らかにした。

協約の差別運用

労働協約の運用に関しては、国労が大月事故に関して現地調

査を行なったところ、「労働協約に反する行為」であるとして抗議を受けるなど、安全という労使を超えて取り組まなければならぬ重大な問題に対しても労働協約を振りかざして締め付けを行なっていることを証言した。

また、九六年八月、高崎において三名の青年労働者の脱退が発生した時には、高崎車掌区の講習室が八月一日から九日まで連続して東労組の貸切となり動労千葉の出撃拠点になっていた事実があるなど、労働組合によって会社による労働協約の運用が全く違うこと、JR総連を優遇している現実を証言し、結局包括的労働協約の締結が、労働組合の自主的な活動を著しく制限することを改めて明らかにし、

主尋問を終了した。

職場での闘いを

主尋問の後に行なわれた会社側の反対尋問は、現在、動労千葉が労働協約を締結していないこと、労働協約以外に締結されている賃金や夏季・年末手当、超勤手当などの協定締結の確認などを行なっただけで、ほとんど反対尋問らしい尋問を行なわずに終了し、この日をもって結審した。

包括的労働協約の締結に固執する会社側の姿勢を改めさせ、各職場に掲示板の設置、交渉委員の勤務開放、会社施設の一時使用の完全実施を獲得するため、職場での闘いをさらに強化しよう。

7.19 北富士闘争に起つ



今、戦争のための新ガイドライン―関連法案成立策動が目前に迫る中で、防衛庁―山梨県―裁判所が体となった「忍草母の会」解体攻撃が激化している。これに対し母の会は、決意を新たに「決死の覚悟で闘う」ことを宣言して起ち上がった。

動労千葉は、反戦、新ガイドライン反対の立場から、忍草母の会の決起にこたえ、七・一九北富士現地闘争に駆け付け、連帯の決意を表明し、富士吉田市内のデモとともに闘いぬいた。